土

15
1386
12

門 1 5
1386
冬 12

昭和十九年
三月二日故
小田切吉代
長男友太
郎氏寄贈

告文清書世尊寺家口傳

中原康冨記云、嘉吉二年十月九日、參二世尊寺三位
行豊
卿亭一聊中風氣一不レ及二對面一、以二子息侍従行賢一申レ
之、自二殿下一多武峯御告文清書事、被二仰下一候間、書キ様

并文字之分量等委可口傳之由令申之委細以拾遺被示之又侍従存知之分被授之御位署不可書切也又不吉之字ハ墨黒ニ可書候假令不吉字者火災禍難灰燼死兵乱病此等之類也吉字ハ福徳壽命などの字類也前の日兼てよく墨を薄く細く可書也吉字ハ長く可書也又よき唐墨ハ前の日兼てよく摺ためて置宜也中〳〵わろき墨ハ俄ニするよ𠮟也ゑく筆事ふくさ紙ハ鹿の毛打紙ニハ兎の毛強紙ニハ狸の毛此等似合てよ𠮟也ゑく御告文高檀紙のふく〳〵さ紙なるべし鹿毛の筆可宜き由被示之御告文ハ一段神事志く可書也ゑく告文紙二枚をあれ三枚をあれ可續也願書ハ續てて書也ゑく文字のほどらい明日可給之由被諾翌日三品書給ふ予先年今上御元服之賀表清書事就少内記被仰下之間書進之今又可黷御告文之條雖非其憚佳例難遁之故申領掌者也其子細委先年受故坊城右中辨俊國之口傳ふ雖然重又今日授世尊寺三品之家説ふ大廟毎事問之謂乎

天皇御腫物御針をもちゐさせ

同記云。同十七日。參清史亭。禁裏御不豫事。驚入之由申談云々。被談云。禁裏御腫物者。瘡也。腫物醫師久阿已下。一昨日十五日。始拜見之。御療養難儀之由申之間。自管領畠山方下鄉ト云醫師ヲ。被召進之處。御針ヲバ玉躰ニ憚候間。如何可仕哉之由申。既下鄉欲退出之間。三條中納言中山中納言等。談合あるて。此事如何可然哉云々。清史同被參候云々。本朝針博士ヲ被置者。加様時御用の為也。何事必不可進針之由可申哉。所詮為權道之間。御針不可苦欤之由。各評定被□仍下鄉御針ヲタテマイラストゝ。本道之醫師中ニ。當時無針之名譽。可云ニ道之零落欤。

諏訪の緣起繪

同記云。同十一月十六日。參伏見殿。候宮御方御讀。太御所有御出座。及御雜談。諏方緣起繪事。有次申上候處。未被御覽之繪也。致媒介可借進之由被仰。畢可申試之由申上。云々。同十二月一日。諏方緣起之繪。十二卷可借進之由。自伏見殿被仰。諏方將監候間。其由予令傳仰。今日持来之間。即同道參伏見殿。件緣起辛櫃借進上之。庭田少將被取継之。被悦思

食之由有仰金覆輪一振被下諏方□□件縁起外題後光嚴院殿被遊之等持院殿毎被載御名字者也予去夏比於伊勢兵庫助拜見

高麗人来朝

同記云同三年五月六日肥前入道語云近日高麗人可来朝也先々要脚被懸仰諸大名被出之処今時分諸大名諸國役出錢不可叶之間高麗人不可被入立京都可被追返也其間事管領畠山被存候間諸大名一揆して可被返高麗人也可為如何様哉意見密々談合清大外記之由語之唐船者誠不可入

日本之由有先々御沙汰於高麗人者既神功皇后御退治以後来服之三韓之随一也高麗相通者可叶神慮也不可入之由今更被仰者可為後年煩欤如何して可被返候也所詮上古往昔来朝之貢賦也近来有為商賣所入来也然者牒状之文章違上古欤古今之牒状取集見合天就文章之咎可被返高麗人之由外史意見欤云々六月十九日是日高麗人参于室町殿懸御目者也當御代初度且奉吊普廣院殿喪之由聘使也云々官人名可尋注之其儀各乗馬也布衣着笠云々其数及五十騎許欤

云々・路次作レ樂或馬上操レ之・笛一人・皷一人・琵琶一人・鉦皷一人・其外吹物二人者之云々・進上物牒狀・可レ尋レ注レ之・東山雙林寺之傍景雲庵為二休所一云々・三條東洞院北行・中御門西行・室町北行・參二御所一・總門云々・供給食物事・如二先規一・千代德殿新□殿勘解由小路殿被レ致二下行一云々・凡今度高麗人来朝事・未レ付二兵庫津一之以前・於二管領一有二評定一・其謂レ室町殿御幼稚・時分也・諸大名國役已下・無沙汰之時節也・旁為レ無益一欤之間・不レ可レ被レ入レ日本一之由・被二仰遣一之処・高麗人申云・非二如先々一商賣之料一為二普廣院殿御吊一參洛之由候間・就レ其可レ被レ入レ欤之由・諸大名等有二評議一・遂以被レ入云々・普廣院殿御代・永享六年七年比・来朝之後・今度初者也云々・

三萬六千神の祭

同記云・文安元年七月十二日・是夜於従三位安倍有重卿私宅三萬六千神祭在レ之・是去月廿三日以来・彗星出現之故也・といふり・陰陽家勘申之故也・

田舎社神社ふるき位階を授らるゝ

同記云・同五年九月廿九日・是日被レ行二贈位宣下一也・

西宮右大臣高明公於二備前國一奉レ勅請二神社一云々。件社此間有二託宣一。屬二某村人一。令レ成レ崇給候間。自二地下一有二申請一仁。就二山科中將顯言朝臣一經奏聞。有二勅許一被レ行レ之。被レ贈二從一位一者也。入レ夜有二其儀一云々。ことハ贈位の例にかなひてぞ。しかも位を授たまふてそのまゝ薨。古へふとゞめてぞ。ちゝき云ふなる。

室町殿の判の事

同記云。同六年四月二日。後聞。是日自二室町殿一。伊勢因幡守爲二御使一。被レ仰下云々。今月可レ有二御判始一。然レ間御判事。御名字草被二書成一之儀有レ之。或又以二別字一被レ作候儀有レ之。可レ被レ用哉可二撰進一之由。被レ仰レ之。雖レ然。先々此事。不レ蒙レ仰歟。不二注置一也。若又記傳儒などに被二撰進一歟。被レ仰二合傳奏一者可レ然歟。只亦就レ使可二撰進一之由。重可レ被二仰下一歟。可レ有二御計一之由。返事被レ申。其後未被二仰出一之旨云々。鹿苑院殿普廣院殿兩代者。義字也。勝定院殿御判者。慈字也。

慈照院大將軍元服の事

同記云。同月十六日。是夜室町殿（馬頭義政）元服。成十五歳。御元服。云々。自二禁裏一御大刀（平鞘）被レ進。武家傳奏（中山宰相中將）爲二御使一。自二室町殿一被レ進二内裏一御礼物。砂金百兩。（居録折數）御劔。

銀御馬黒河毛被レ置レ鞍厚總被レ懸也寺也御使攝津掃部頭也持二參ス傳奏一亭二傳奏請二取之一ヲ被レ進二禁裏一云々攝津白直垂折烏子也トイヘリ云々被レ進二院一御所一之御礼物御劔銀御馬也又傳奏中山宰相中將親通御馬御太刀被二拜領一云々室町殿御元服第二日也今日椀飯畠山次郎義夏白直垂也騎馬三騎皆白直垂也云々

和琴

同記云同年九月十七日大炊御門殿被レテ仰セ云ノ和琴ハ天照大神岩戸ヲ出給候時神樂器也弓六張ヲ並テ彈レ之ヲ依レテ之ニ有二六絃一云々トイヘリ

神社の湯立

同記云同月廿九日粟田口神明ニ有リ湯立一參詣拜見多武峯の額の事

享德三年十二月三日依レテ召一參ル殿下一被レ仰セ云ノ多武峯造營候間額事申レシニ入ルル殿下一者也後京極攝政御職之時被レ染二御自筆一ヲ之殿下可レキ被レ染二御筆一ヲ之由雖レ申レスト之御右筆之儀非二御能書一仰セ二家之仁一可レ被レ書之由被レ仰レ之処寺家無二子細一之由申スノ之間可レ被レ仰二世尊寺三位伊忠卿一也為レテ御使一可レ罷リ向一百餘所トアリ神前可レ懸ル也鎮守前欤カ一ハ者妙樂

寺トアリ。大講堂事也。一者聖霊院トアリ。大職冠
御影安置之御廟也云々。即向世尊寺。令對面侍従
三位。執柄仰之趣。令演説。返答云。妙樂寺聖霊院額
二事者。可書進也。紙ニ書テ後。金ニ堀テ被打抜也。
云々。妙樂寺之額モ是分也。神前一百餘所ト申額
ハ。黒キ抜ニ。胡粉ヲモテ白ク被書之。我身為重服
中。今年四月父行豊逝去。一回中也。但可為如何候哉。可有時儀候
由被申。此返答尤也。掃部頭師冨。於座席参會。三品
之縁者也。此後帰参殿下。申入被返事了。顕郷朝臣
被伺候。賜一盞。退出了。明日又可罷向之由。被仰之。
雖為重服。不可有憚。只可書進之由。被仰之。世尊寺
三品被語云。後京極攝政殿。御能書之間。額被遊之。
雖然無御口傳之間。有其咎。有後悔。更有額書写之
御相兼云々。此事東鏡ト云記ニ有之云々。と同記ふ
みしるす。

尭孝大僧都の事。

同四年七月五日。後聞。常光院権大僧都尭孝法師。
今日卒去。年六十五云々。頓阿以来。代々哥人也。殊
當代興家。先年新續古今被撰之時。為和哥所開闔
者也。而依無実子。以清水谷中将実久朝臣為養子。

令レ継レ家ヲ猶於テ二哥道ニ一者ハ兼テ無レ相續之仁ニ以テ女子ヲ尼衆ニ授ケ吾道之口傳ヲ如ク形ノ殘レ置ニ之ヲ一云イヘリ云々ト為メ世ノ為メ道ノ可レ惜ム之ヲ。

志摩ゐ名ぞ〳〵

志まもの名ぞ〳〵ある也。志陽畧志ゝ云ふ神ゐ。学生浦ノ今称ス二浦村一。釋圓位曰ク。鳥羽以東二里有リ二江村一。謂フ二今浦本浦一。其ノ本浦ノ者ハ。学生浦也云イヘリ〳〵。此ノ地有二七絶一。曰ク不レ蒔レ麻ヲ。曰ク不レ鳴レ蛙ヲ。曰ク不レ刈レ蒋ヲ。曰ク片枝梨。曰ク石面鏡。曰ク逆流川。曰ク四季櫻在二崎一。是也。或ハ曰ク四季鶯也。未レ知レ孰カ是ナル焉。まゝ伊良湖崎在二伊良湖村一。此ノ地ハ者ハ三河國渥美郡也。此ノ地去テ二神嶋一一里以テ近キヲ混ス二志摩ノ國一ニ。今其海ハ者ハ志州ノ之有也。まゝ礒良崎在二桃取村一ニ。圓位曰ク。此ノ嶋南ニ突出之所ヲ曰ニ礒良崎一ト也欤。まゝ佐堤崎謂フ二坂手村一ヲ也。或ハ曰ク。倭姫世記ニ所謂佐加太伎嶋ハ者今之坂手村也。

讃岐國ゐ古ゝ录并ゐ貢ぢ〳〵その源

讃岐國の事ゐ記せる物ゐ三野郡ゐ弁田村ぢ。尚玉忌部ゐ社の在ゝて。殊勝の地ゐあり。釋迦堂ゐ教ゝ唱姫。五社大明神ゝ云ふ社ぢ。て。村乃氏神ゝ崇む。此村往古貢旗竿八百本上納ゐ〳〵今ぢ朽失て。跡ゐ田地ゝなれり。この名ゐ弁田村ゝ号ケ〳〵ゐ。弁ゐ字ゐ。古俗拵ゐ〳〵。臨時祭式ゐ八。梓木千二百四十四竿ゝ有ゐ。かの古ゐ旗竿ゝ云ふ八。誤ゐ〳〵。

人のうゑをしめをて後のち

人の生れまるでは、又死(シニ)て後いかゝなるものぞといふ事を、ふりきて明らめんと、ねがひ求むるは、佛ぶみに説る、生死(シヤウシ)の根心性のさだまりたるをいふ、みな人の考へまつらむとおもふ、よく〳〵ちからをつくしきやうなれども、ひとり仁の勇もなきが、いづくまでもさしもぐ傍者の説(トク)、死(シニ)て又ほろびぬる心性もとも〳〵消うせて、のこることなしといつてぞ、よく〳〵思ひえらびせばまことにふさるべきおくふかきことわりも、ありなしも、ものみて、火の色は赤きり、がごとし、もべて、もの〳〵理(コトワリ)をかぎりありきやうを、所ヤケ焼ける相を、見〳〵おもひ、又所ゝ焼ける相を、見〳〵おもひ、ひろくおもひをよせて、思ひとはいふ〳〵ものぞといふ事を

きバ心、さまざまバ人の死て後のやうも、さまざまふ人の智(サトリ)をもて、一ところにあつめふよりて、えかうとさだむべきことわりふぞあるべき、おもふに、思ひのわかるものゆゑにやあるといつてぞ、よく〳〵思ひえらびせばまことにふかくおもふ、皇極経世書(ケイセイシヨ)といふふみ、宋(ソウ)の代の邵康節(セウカウセツ)といふ人のわざにて、天地の始終(ハジメヲハリ)を、一日にわりあてゝ、一元(ヒトメグリ)を一まわりとして、その一元(ヒトメグリ)ごとに、八層(ヤヘ)にわかちて、年の数十二万九千六百年とさだめ

皇極経世書といふふみの説

そこより。そハ何を以て。さハ定めうるぞといふ。一日より辰（トキ）の数と。一年の月の数との十二と。一月の日乃数と。一世より年の数との三十とを。ふつぎ〳〵ふつと累（カサ）ねて。それをもとゝする拍ふしてそれを自然の数といふなり。今の学（ヲシヘ）世俗をべく伝（ツタ）がく〳〵まづ一日の辰（トキ）より数。一年より月の数。また〳〵十二一月の日より数。一世乃年の数。また〳〵三十日をもとゝして。世運會（クワイ）をも数をもて累（カサ）ねべきよう。ハ数きわめて。一日より辰の数を。十二と定めうるハ人のもとぞふてそうなど。実ふ十二時ハ数ふてもハいくらにふきぞとても。はじめとし。又三十年より一世とするも。人のもとぞふて。実ふそのもとゝふあるおとゝ。ハ一年より月の数のごし。三十のよとぞ。ふもハ一月の日の数のごし。餘をもおしてそ数をもて定めうるぞといふ。

ごとく。いとゝ〳〵安（ヤスク）ふるぞといふ。一日より辰（トキ）の数とハいふべき。又辰より元までの八層も。八の数よりぞ。また〳〵層（ヘ）積ても。日じごとく〳〵層積ても。ハ多くいく層（ヘ）積ても。日じごとく〳〵層積ても。ハ多歳の日ッとなりて。さ上をも又日ッとなりて。世運會元といふ。ふもふ造（ツク）ふる拍ふて。実ふ作るまでハあるおとゝ。又より十二の数をバ。十二支を以て。子ふ始まりの言にをそれぞれいつまでも。ハ三十の数も。まるまりうるべきものなるふ。三十ふハ配（アタ）当（ヲス）物ふきも可笑（ヲカ）しくそべてかく承（ウケ）伝ふる事ども也。いつでう天地の始終（ハジメヲハリ）を測（カ）ふ理学ふの説ふ。たうとかやうの拍ふ〳〵

きおとのそぞあかる。物をその後の号くはものーを人ごとの。世俗を
つゝ〳〵転（ホメ）て。洞（ホラ）り天地乃運化をこんのうえんるぎくいひあるも。又い
とおろかなることぞかし。さべて佛ぎの説のごとく。人の目ふえなうし
ろ乃事をいふもいとうるさく抽そ。やうにるぎかる説。しぬぎその説（トキノ）
の理（コトワリ）乃さとりもつかうもとおぎゆるふ人を信ずるかくひあまごども。人乃智（サトリ）
ならてそうりうる理ハ。ふひのわうふるがふことかたバ。さうふ信（タノ）がくし。この
天地の始終の説も。佛ぎこれ説と同じおもて。人の見ることおきものな
きバ。そうふ理を考へ〳〵ついにべ尽ごども。そハその始終
説のはう生終わりて。まさ〳〵えんごハ。そ説のあうまるおとハいそうハ
きうむとそる。

○おりま十一

○十二

今はもあうひまおびのうちおかきば。古人のあとおもとうに同じくおるおとつゝみ出るものハきえねうえ物を。
つうとこまさるべきとふいふふうひまおびのほどハおうるう説をうりぬきバ。まび昔はよう説の主乃中はその説のあごとをえてそ
の中はの一つおよりて。くかへしくかへしとをつゞ句をかへてほごをおそなうむるる民。大うる古人のよう説ものあるをゆごしたものゝふ
よ西ゆて。おうるこ一ものどもかへ〳〵もごえるごと。こかへ〳〵ことかへ物ごバ。人ふる和の必ずうのねうざおるゆえふ。
あうくふおうる人のえて。そをうのあるおふりをいせぞう。おうごて又本

の方ともそうくいはるる心。はてさやうの方ともそうくいはるる心。はて
よそうかひなきやうの事ども。ふひまなびのそどもを。後までよそうる
奇敷人べきふもうざれで。それそれかくてもつかべきを
まこうろえむまねびろもの先ぬを。ぎぐくうでおいてうぬて。上の件の
おどもそうむぞよかるべき。さるにちでえうはうぐぐちて。人のやうさな
えづくきふ一紙ふ書せとせバ。中くみよとまねるつきそみぞ。返
ぐひいそなべき。

中間（チウゲン）といふもの

永仁三年ふきる。布衣記といふやふ。云く若黨中間。跡ニ上下ヲ着
召具（メス）まうく中間事。折烏帽子小結常也。深直垂ニ大帷ヲ重（カサ）袴

二六大口ヲカサ子云くなどいつ。物ニバ中間といふもの。昔ハ今の学ら
つてハ異るものおりをし。

定家つはる沢悪筆といふ事

海人藻芥ふ。定家てといふ名人の手跡。以外の悪筆ともぞ。明月記
といふ名筆の記録六合。皆自筆也。お構てはりなべき人也。俗俗ともふ。
いふ悪筆おりとも。自筆ハ。太ダ寸念なるおくおるべーとつり。そもく定家つはる
用（ル）ニ他筆（ヲ）ハ。太ダ寸念なるおくおるべーとつり。そもく定家つはる悪
筆ともいつるいとえづしくいやしたるもし今は学乃人ども。よべてら給
がーこふかくまふ物をいひかんとぐひつみおりまとぞ。とまハさる氣
まぐひとハ昔も。まとふ悪（アル）くもあり

〳〵ふてそ。

強装束衣紋　男は眉を掻き髭をそり歯黒めなどする事

同下書かいそ〳〵元装束は衣紋上代などは下ゆひなどで鳥羽院乃頃代より強き装束は用ひ始めるやうなるべし〳〵上代より強くハ不調也。強き装束は衣紋をもとゝし強くハ鳥羽院已後初りそ。強装束は衣紋をもとゝしハ強飯の不完全をもとゝしハ鳥羽院已後初りそ。元彼時代已前ハ男眉は毛を抜き髭をそり〳〵金漆を以一切そり〳〵及ず未代に毎度矯飾のごとし也。

いそゆる法所向

同書ふ内裏仙洞ふそ一切は食物より異名河内て被召るもの也一向不ニ

存ぜ者。當座ふ迷惑をべき者也。

法ふは供法のやうハ

おなじやうふ毎日三度の供法ハ法ごとく七種に汁二種に汁飯そ。

又ふ強飯を聞召るそ。

四足の物供法ふ備へざといふそ

同足を惣て不備〳〵物を吉野、天ゐ後村上院ハ四足をも悩らせ給ハ

ざ。ゆゑそ〳〵ゐるとかや。法ごとバ法合躰の後。男山まで法華経せ給ひ室

もぐる。又吉野ゟ奥へ還幸なりし給ひ。都へ入らせ給ひて後天ゐ大病の時ハ一日片時も入らせ

給ひざる後天ゐ大病ふ遠ら世給ひる左なりと。人みな申

合ひ事ふそれも同書ふいたいり。

陸奥國の事ども書せ給ふ。お城跡ゟ利府村（リフ）と云ふまで仙臺ゟ原町迄三里ホ八町餘あり。その利府村の好ましなる野村といふ方ゟ村の田乃中ゟ二三百間方垣を巡ひ免ぐらして里の百姓。出て給ふゟして。古ふる墓ゟ多くあり。古ふる墓ゟ多くあり。きみだいとぐぞけゆるふの意ごもといふ。まゝ塩竈六社大明神。仙臺ゟ里半ばかりにて最（モ）大社し。其の下に塩焼竈と云ふあり。大きなる圓盆（ツルボン）のおゝ〳〵。此物の中ゟ潮水ゟ目ざしあわせて。いり干ゟ早ゟも減ること甚ゟく。又浩々のまゝ持ち歸りて。日ごとにやゝ〳〵にもの也。海ぎわゟより三四町ばかりさて市中ゟ原

の上いろ〳〵の内ゟ。五つ取りてひろひ。一つゝ海へ流ふことぞ。ゟ原を今釜ゟ渕といふもとハ云ふまじ。ゟ原ゟ中田宿と長町宿ゟなるふき。ゟ字云間ありといふ。又緒絶川。仙臺ゟ南の方へゆく大そうにて。古川宿と荒谷宿とのゟあり。橋ゟゟ八間餘ゟ二間ゟ三間ゟいふ。まゝ槻川。ほど大道ゟて。一ノ宮宿と前澤宿ゟなるにあり。

參入（マイリ）ゟ參ノ退出（マカンデ）ゟ声

豊永。統秋ゟ體源抄ゟ。參リ音声樂。春ハ春庭樂。夏ハ應天樂。秋ハ万歳樂。冬ハ万秋樂。賀王恩。太上天皇御賀用之。最涼州。内宴用之。滋河鳥同上。臣下御賀ニハ。万秋樂鳥向樂再。太平樂慶雲樂。

高麗顔序。退出音声。長慶子用。還城樂。行幸還御ニ用之。夜半樂兼和御時。御遊ニ用レ之。宗明樂 御願供養上 高座ニ用レ之。海青樂 南池院船 樂ニ奏レ之。越天樂急。高麗新蘇利古。放生會御輿 常武樂 同前。 還御ニ用レ之。

神樂の調子

同書。平調ハ金商ナリ。西方音ナリ。亡國音ナリ。神樂ハ本ハ平調ナリ。依レ為ニ亡國音一。後ニ成ニ壹越調一云々。又氣比宮神樂ハ。用ニ盤渉調一云々。

東遊乃起ヒ

同書。丙辰記ニ云ク。人王七八代安閑天皇ノ御宇。教到六年 丙辰歳。渡ノ由ヲ宇戸濱ノ天人アリテ。今年ノ秋ハ必ス来ルヘシト告ヒ。又周瑜ガ勝ニ乗ヲヤ。ト云テ。海岸ノ老柳ノ回リ〳〵廻雪ノ如クニ降リテ。江浦乃久

の風ふるがごとくにして。或ハ袖をほとめて。甲かうをぬぎて。見給へとてやせをふり。今ハ東遊(アヅマアソビ)とて。公家ニも用ひられ。神社の行事ニもかならずこれを用ひられ。神明ニハ必ず此舞ありて。もろ〳〵の君たちも。もろ〳〵の守氏として。今の世までも伝るやとぞ。

篳篥(ひちりき)

篳篥ハ竹ノ管ニ孔ヲ七ツ明テ。上ニ一ツ。裏ニ二ツ。合テ十ノ孔アリ。

同書ニ。篳篥ハ。我朝ニ傳ルコトハ。仁明天皇ノ御時ニ。遣唐使ノ惟judge良掃部頭貞敏。簫笛武ガ娘ニ傳ヘ云々。或ル内教坊ノ妓女。命婦石川ノ色子。氣業ニ傳ヘ彦ノ山ふしてふ。童人ニ傳ヘシトイフ。

かくれさと

同書ニ。かくれさとゝいふ事ハ。大弥。景範家記ニ載タリ。上下ト書ヒ。

うちはうせて人不知るやうに可秘事そ甲乙ともかうと。

琴(コト)ひきぎはの事

同書ニ和琴ひきぎはの事或人倍(ナラ)云琴(コト)佐木(サギ)ハ長さ一寸八分牛ノ角ニて作る心雁ノ胡ゑうかつる時麥ひき葉ひくやうにてかつて作る心そのこころを摸を。

又神樂の調子

同書ニ資忠云上代ニ神樂ハ多調子而(シテ)近来ニきゝて以(テ)壹越調(ヒチリキテウ)為之我(カ)世ニこれを我(カ)世ニこれをといつてハ資忠ひとりの人の云ぞかくのごとくなり。

堀川天皇神樂を多近方ニ傳へさせ給ふ事

同書ニ云多近方資忠ニそをならひてあるよしをきゝて堀川院資忠ニ傳へめしてうけ給ぬ近方を召出して召人の中ニ此ニそをバ絶なバくちをしかるべしとて近方をめして近陣ニおさせ萩の戸のきはニ近くさしよせて伏みづからぞ教へ給ひける但(シ)洗足口ニつゐてハ此ニそをバ作せ給ひて師時つゐてハ作らせられぬ彼ニそも多ぞうけ給りきとても此ニそのせうとハ師時候はざりきと近方がうしろめたくおぼしめしおぼしめしおぼしめしてきはきはと彼ニそをバ作せ給ひて後ニ

ぐめさせおそく油〳〵なると。三年中でよるちかく候と多ふ。浄にうけ
〳〵ふものをバ一度も作らるゝざりきを。古解ありかしや。又そひねるあ
るきをバおのづから〳〵師時つるんどのしもうけ
るばそれをづふ形をづくりてぞ。二三日もをごきるかくしつゝ十
二單ふ形りてぞ。始りて内侍所の御神樂ふ拍子とるをゝるをバめで
〳〵て。陰門よりをぢ給へ。御神樂乃曲を。
きぞふ絵やべりかゝるこそ。陰門の御はよりと移ひかゝるをぞとかりきる
るなり。私ニ云。堀川院御宸筆神樂譜。多近方ニ給ヒテ。
今多私ニ久時。同子久泰ニテ所持ス。

舞樂の御はりまつる次第。左可キニ於ス一右ニ者也。舞人王方代ニ先ス

皇の御時。高麗舞人此ノ國ニ渡リ。始メテ傳ヘ習ふ人おく
て。むかくをされて。卅代推古天皇の御時。即位十年正月。百濟國
の聖明王。奏ス師味摩子ヲ。伎樂ノ舞ヲ傳ヘ習ハシム。聖徳太子ノ御
勅ヲ以テ。伎樂舞ヲ始メテ。鼓ヲ打ツ。自餘ノ舞樂ヲモ
ヲ教ヘシム。舞樂ノ始リ。第卅子五代奈良御門。聖武乃
御時。世ヲさかりふ奥させ〳〵ふ。かゝる。さて氏ノ定ヲおかれぎ。
雅樂玄蕃等ノ寮ふ傳ヘて。勅要ノ樂ヲ。大祖ありき。五十四代仁明天皇の御宇。承和三年四月ふ。遣唐使ふ
付て。奉ル。帰朝シテ。本舞の紕繆ヲ直シ。殘留ノ底ヲきゝ究メて。同
六年八月ふ帰朝の後。両道ふ弘ひろめ。傳ヘ。七八代ぐりて

宣陽殿竹譜 大田九撰 負保親王南竹譜 博雅つ長竹譜 大神惟季懐中譜 狛光真老尼語 狛近真教訓抄 狛朝葛續教訓抄 豊原兼秋息毎譜 同作豊兼抄 同十三帖譜 祖父幸秋新鳳秘録 と同書にもあり

肥後國の紙楽

地(ヂ)紙(ホメ)歟 もろこしより舶来の紙おおくは是なるべし 古代の紙也とよもあらん

さてめん 仕手幣をはふりもてをぐ紙歟 よきるおよびそうおきそしを紙日ふもひて紙をせうせん

紙の父いびくふおよびて幣(ヘイ)そうてうちふまゐる紙をせうせん

紙は無いづくふまもそみうまゐる紙をせうをん

なごぞと 日記ものうちゆるうし まろをもうしがうし かの濱主の男子 くくく そうなを失へり その男子大戸真縄 その男子大友信正 その男子狛光高ふて侍る 先祖衆行も濱主の聲くわしくバ大器雅曲をきはめえしうぞと 此信西又兩道を長ぜりしかう 又彼流をうけたまはりもちふ十三代一條院のはゝ 寛弘七年 右方(ノイカタモ)一者ふ補さ 狛近真 公私乃法役をまもりしき 先嫡狛光近を 野田判友といひ 三男の流則近を 辻子判友といふ 仍(テ)ふた人乃流を 波呼氣 野田辻子とやいふなり

樂はその書ぞと 妙音院 相國 三五要畧 北院 法室作 撰 糸管鈔 孝道 殘夜抄 孝時

船せうし磯をぞまはる所をぬまかいうぢをそ給へ船子さうざめん。
高所(タカトコロ)。ゆめんやんうひらの船榜りかかけよれ女舞おもし海
士。手川とハうゆきぞとくひらく縫だ松乃うち紫ゆうこと男。あさき
やきうんぶちみやしろに学問をよるて何まられど うえと桜
うしあいふ達て五紫の松らぞやかあふ。其縫らが植本ゆせきよ
うハたくくかうしをなべを見て。何を縫へでわくむらに七本蓮
花ゆ花さくく。南おもてのひろ縁りいとげゆ車やうともえて。
南面乃泉水によう何る名てきそぬるわ。此殿のみかぎのま
へうハようう思ろし海の真る人にようしといゑせん。此殿の十二乃
柱をかぬようくおをどもむ事どもすうぐらざうはし。此殿を一所る

らし殿とゆるもりゆづく九重ゆるのく帰るやゆるまあ。御殿り海を
たくわつまへいるやちいうゆ海ぞ船ハえらうん。酒殿り入来る客の為
ほうしくこ忘ぎ本が本殿宿とさうざめん。御殿に風の吹かし
つうんぞおかゆ子たと相傍さん。雑事。いちやうちおきゆみしゆ
に塩やきしかいうる塩ぞ船をようらぶ。東ゆる日月をやかに照てられ
西にハよ池つまよを縫あふ。小にハ一きうえうきん大将軍との続く
王南り南海をみててわ。一月ゆよみ乃池り船うけてのがれそ
やかとこぐるをやまも。みさやかの諏訪のみなと乃秘德花まめ近る人の
かざしゆるもの 天照大神宮の中ゆむちに向ての後ぞ向のしか係
らみ。水船のましまそれり後をまへて縁をまへてこくと踏せん。

古佐の田そこの邑の小児ら
のうたひが嶽うてるを聞きん。古佐
ふるごとハ、肥後、田の神楽ふことてかの田人のえをるもうれしハいづも
の社乃神楽にも、此ふるごとをうたふそ。

○後の巻ごとに、
あ義、巻章がよみ出し、鼓岳の釈住釋をほめて、その
歌昭仙覚ごろもがく、此古ごとふるごとへだ、かくも駑駘うちとと
いふべしといつ。まことふるごとかな。そのうち歌昭をぞ、此説ふくべて
そかの鼓岳此釋ハ、ふるふべき物ならんぞ。
え、ふるを、今又吾縣居大人うたべくみとバ、鼓岳のぞがくも又駑

駘ふひとくそといふべうもきこ。伝事もほぎくふ後の巻ごとをつく
きものかてそうたふ宝永。

○うた歌ふるごとふわるうちや
古よ古ごとそ、ふひえごとほぞ、一ぬーもひえごとふわるふ、ふのがく
いひとのへぐくて、時うつまで思ひあるハ日ぬうまでもほどきて
ふかづくひて、かくつづみもぞ、ふるねこうるものかわ、
ふるをわハそのふーをバきよくふるべきぞ
あ歌、ふごとぶをくく、をてがくくて、わびハおぐしあぐしいづバせむふ、
ふひとくにぐるを出ふるいくんぎくおきるぞ中ごろ、ふ歌もよく
つくこと、又ふうふ久しくく思ひぐくひとほぐふ、そのかづくへるまぐ

□十□金凝神社
□八 卧
□六
□四
□二宮

□諸神社

東向

□一ノ宮
□三
□五
□七
□九 □國造神社 掲

命の神社、二の宮ハ阿蘇比咩の神社、國造神社を速碪玉命、金凝神社ハ綏靖天皇ゝおわしゝ所なり、大宮司ハ姓ハ宇治、名ハ矢部の宅ハ、件の名地村をそうぢなりて、大宮司ぞといふ事ありて、肥後乃国人の成るし、今も此職をかたく唱ふるなり、社家にハ阿蘇、甲斐、矢部、綏靖天皇より神八井耳命を、祖神と仰ぐべし、又金凝神社を、綏靖天皇とヤハリ神八井耳命を、祖神と仰ぐべし、さて大宮司の姓、今宇治、名たといふ事ハ、いかなるよしにか、てゝ、の代よりかくなりしにや、古事記小阿蘇君とあるこそ、此氏なれ

ゝハわざで、思ひきをなよりて、ゆめ〳〵よみ出ゝぬ事ぞ、ゆめかしこ、さて此ふみ、ゝとも出来ぬ事ぞ、さて〳〵よろこびのいてゝきて、むねもいとゝハえうも書きつゞけあとぞと、おもひ出ゝるまゝに、

肥後國阿蘇神社

肥後国の阿蘇山ハ、麓より三里のぼりて、山上ハ大なる池をて、つゝみ湯うにわがてをもちしいみ〳〵火のもゝを、も火のもゆること、ゝ、ふる石をなげて、池のかたちづきぐ〳〵、神社ハ山の下ゟ宮地村とぶらひゆき、そのまゝをうつせる図のごと〳〵、一の宮ハ健磐龍

神祇官ニ坐ス八柱神ノ御霊実ノ焼亡坐シ事

安元三年四月廿八日ノ大災ノ時、神祇官ノ八神ノ御正體焼亡ありしと、古ノ記録どもニみえたり。此火ハ、樋口富小路ヨリ出来ルよし申ス。さて神祇官ハ大炊御門ノ南、大宮ノ西ニて、大炊御門ヲ今行ト町といふ。ソノ時ハ、ソノ辺ノ人ハ、ソノ正躰ハいふもおろか、やゝ〳〵取出スベきニさへなりぬ。焼亡ノ時ハいつもまづ事ヲみる神ナレバ、ソノ時ハ、ソノ正躰ハいふもおろか、あさまし〳〵しかりしことにぞ。まして、ソノほどの人ノ、つぎ〳〵ニ世ヲ去リ、天皇ヲ始メ奉リ、ソノ宮ノ守神ノ御霊実ナレバ、かく〳〵なりぬるニハよりてなり。

三部ノ神経ノ事

三部ノ神経といふものハ、天元神變神妙経、地元神通神妙経、人元神力神妙経ニて、ソノ神ノ神宣ニハ、後ノ北斗七元星宿真君降ヲ待テ、漢字ヲうつして、経ヲ造ヲ、或ハあかいてハ、むしばらひつゝ、ソノ書ハいやしきさえぎどもニ、まして、記号ナドやう〳〵ニ俳ふをうやまひつゝ、ソノ道ヲかし〳〵、神道者といふもがらハ、かゝる書どもおろかなりけり。

舊事大成経といふ偽書ノ事

先代舊事本紀といふ偽書七十二巻ヲ、先代舊事大成経ともいふ。潮

音とゝろかし傀儡(ホウシ)志摩国の伊雑(イザハ)宮の祠人菜とうひそかにて造りし所。
いつの頃にや天和元年にかれ二人とも流罪になりて此書をと
枝枝も焼(ヤキ)すてらるとかき漏るは黄檗といふ流の禅(ぜん)なりしとぞ。

春日の若宮社乃神楽舞の歌

春日の若宮社の神楽舞の歌とて出つる所人のえをる。（初ノ言）君が代
の和さしかるべきなるしるしにる（手ヲカエル鼓ノダシカレラ）神もうつる住吉の松やま住吉の松や
是。（レラ拍子）春日山いく千の松ハいく世をも千年代みどりの色にこそ見る（ラシ拍子鼓トオナジ）みなの宮
んおとせ孫ど萬葉の響きぞ耳にみ川。（中ノ言）三笠山生ふる（是ヨリ鼓ハ終マデオナジ）松のえだごとに
（手ヲカエル）しるえぞと君が代もべきかねやま さかゆべきかなく〵や。（末ノ言）色かへぬ松と
（レホル手ヲカエル）竹との松と竹との〵（扇ヲ右ヘトル）未代まりいづとえしとやく

君のためぞえむ〵〵いづとえしとやく（扇ヲ右ヘトル）君のためぞえむ〵〵。
同（初ノ言）千代までと君の代いのるバ（アヒ舞ノ時ハ是ヨリ同音）三笠山（手ヲカエル）ら孫のおまし寿き尽きせぬやまと
寿きときわやま。（是ル）（レラ拍子）松をいわひの為たしになりつる八 春日の山乃峰の小松
八千代の玉椿（鼓ハレメ同）いつのき川にすむ鶴 亀ゐの浦にあそぶ亀。（中ノ言上）鶴の子
（同音）のまたの子乃やしはこの すぐむ代まで君をまもるとやま 君ハま
しませ〵〵〵。（末ノ言）君人の〵 まもれる衣（レホル）まもれる衣に〵
ゆかりき幾て心表せく（扇ヲ右ヘトル）ゆきかよふせ〵〵（扇ノ右ヘトル）またて
んやく〵〵 なにあそしむ〵 後にあそしむ〵。
同（初ノ言）万代のすみの川の山乃かみ志きて 君をいのる とをはうきしやも〵。
鼓ノダシカレラモロ拍子ニ舞ノ手ヲカエル（レラ拍子）神の所にまします 一切衆生もよしなし 万民う

もとめ給ふべきことわりをも、こゝにはたゞ文字のつゞけざまにて、その事をそれとおぼゆる詞をもてよめるにぞありける、されば古今集の序にも、そへ歌はかくのごとくにてよむべきよしをいへるなり、此説をきゝ得てこそ、上つ代の人の歌の意もよくわきまへられぬべきわざなれ、

をこ絵

今昔物語の今はむかし、むえの山の奥動ものふ義清阿署梨といひしは、俗絵をこのみてをこ絵の上手なりし、筆えかゝず、そゝるやうがきどもさま〴〵一筆ふうにふるうてちはやぶるかみもおそれおのゝくばかりをこにかきなせり、中ごろ上ヨゴやどれる代の川絵ふう歌ヲ左ヘトルそうそうさもゆく雲のそゝろ形るかみやも そゝろ形るくや、歌ヲ右ヘトリテ拍子ヲキリノナリ未ノ右うそてそゝる 殖てふ形まがきの竹のまゞ(レホル)の竹のくゝ歌毛ヘトル ぬしおふいやこゝもまる代ハゝ そのそゝぞみむ ぞみむくゝ歌右トル や

こゝまでは上つ代かな一種の文字まをんといふ

上つ代かな一種の文字

ちかき頃或書かいつゝハ以理推レ之上古必應レ有二一種文字一不レ傳焉蓋レ文史之興在二履中天皇時一乎神武至二既繁一且多レ況開闢以降恐非二口傳所一レ堪矣といつゝ一つゝわいふ

○六五

○ふりまき十一

同書かいまもう一絵西行住る人わきがひのくゝふ教人舩一艘み

のりて、法師ゐゆきて、なほみうらをふ。船西のま申方かうらに、そらかの仲か、大きう海あわ、人をゝる船あれバ船中よりものゝ音、此海ふこきようせそ、食物のいろ〳〵をせもちて、船をよせて、海あわびうりに、ものやう〳〵ひろ〳〵又ふのうそ、これをふ。山のうえより、男ごとの、烏帽子ゐ白きあ干袴きてくるが、百餘人ばかりうち出来りて、船のあとさきをとりかこみて、此船をとゞめんとす。船の者ども、ばやつゞとゐ殺さんとせむとして、船をさきへ出そとて、此あやしき海ふ下立をまバ、船中よりあハがきてよりうち矢をあぎともぐ〳〵ぬ。船西ゐうちて後、此人うかうふ、事老たるものいふやう、そもそも八度羅嶋（トラシマ）といふうら海ふ、薬用ありて、その海ふゆけバ、集りまて、おろしてうちふ、此ふうて人の中ふ、法師ゐおくりおき、人ゐ、みづうみ地をうつ女者をバどらんといふふ、そこうちかしこうて、近づくバてふ、弓もて、ちうくうりかけて、百ゐ矢ありうちも、かたうふうつうをなぞ、うれをぞしてころされまうそ、仏ゐバ、結西の人ゐ、ふりのぼりてうるがうりきる、此関つぎてかうるつゝ人ゐるとかり。

霊屋（タマヤ）

業平物語ゐる巻、光ふ、一條天皇ゐ后ゐのかうゐまうせ給へるを、〳〵さ

えまるまで洗いつるそ洗ふ。そうべせ甫の方ふ二町ばうさうそ。くゆみ
をといふものをはらりてつひぢ打とつきて。こふおそ〳〵ほきせむ〳〵
せうをはふとつりわ。今好栄れ(オタヤ)霊(ヤ)をといふ名。此〳〵るあやかり。我とごもか
のごみをといる抱。今のは霊をと。合〳〵日ごと笑をいうそうかそうて
ぞきそうる。

口をよせ

今好芳ふ人の死(シニ)そる時ふ口をよせるといふことざそる。これも日ごと物語
後悔(クヒ)六打ち。皆ふ在近の名のと。なく〳〵ほうちよせふいぞうりとつわ。
さてその口よそる者をバかうかぎとつわ。今みとといふし。

うぐひといふ魚の名

川魚そうぐひといふ有。今ハ一つの魚乃名なれども。もとハ鵜(ウ)の喰(クヒ)そる魚
をいつる打るべし。神祇伯顕仲卿の家ふかゞ足乃光そり。はぐみ魚藻ふ
もうぐひのいをもかゝ魚ざわりそ。鵜川の就し。こと魚そやうそ。

俄字ぬきそ

源氏物語梅枝巻ふよりのるゝ。むこにもおそわ多ふ儀くおわゆく芳の
未打色どかんしふのそなむ。今の芳ハいときそ打くなわそる。物きわとハさぐ
ま抜そやうふハ何もどゝ。ろうきこそろゆそうそ。一そぢふ無ひてなむそ
る。こへそうおうきこそハとようそてそ。書いづる人〳〵有り抜くいつ。此
かんなどいるハいろそ俄字ぬそ。元海そ〳〵の俄字ぬそ。
いふを。筆ぢるそゝめハうひく。あきを思ふり。こと也出来つるそゝめ

のやどハ。そ国あふふるよりよれるこゝのくゝハしてその出(キ)さ
まもよれあしき波いふてかどまでハ及バざりきんをやうくふ
学ぶろくかきおろひて。事波ゆるまく小書(キ)ざゝめけよさゝのしさと
もちぐもるたふえたりわりきむを。原氏抽洗(つくろ)ろハ此俤
字出事て。まぐいろ〳〵もまかるぬかどなるれバ。ぶやうくふおう
〳〵るへふかきいつるくろいでくべきろひも。

古事記傳の六の巻ふへぎきろ

古事記の伊邪那岐命の浄禊(ミソギ)の俤(オモヒ)う。生出(ナリイデ)坐る神ろ。八十禍津日(マカツヒノ)神よわ。須佐之男命まで。合せて十四柱ろ成。十柱とあるて。いづもわもゐ同じことも。七〳〵四の字の脱ろうとも思へど。

おろうハあらじ。延佳本ふのごと。十四柱とあるハ。しらぶの字の補ひるも。この十柱と記きるハ。三柱乃筒之男神をも。一柱ろて。三柱の綿津見神を一柱ろて。計(カゾ)へるさぐひ乃俤。上ふもるて。傳の五の巻ぬ。六十二のひろふかぞへるさぐひ乃俤。上ふもるて。傳の五の巻ぬ。六十二のひろふいつるがめ〳〵。考へ合ぜ〳〵。物をおのを傳ふ。何のかもなく。延佳本によりて。十四柱と出ろわし。ハろうき。猶十柱とあるふぞろさぐあべき。ろわろうきろ。ゆゑろうくふふなり。

皇國の学者のおやしき癖

きべて何事も。おのがほ乃ふふそろさぐふべき。そ波をて。此(コヽ)

の国人こそいふべきことにハあらざるをかけて他(ヒト)の国のうへにいふ
かふをかしきことゞもして皇国にこそいふをバたゞなき
わざとこゝろえさとるハ皇国の学者のおやしれくせ心なれ
きこえぬがうるさくてもろこしの国をもてはやしてもかゝるとも
いひ漢文よりハ漢とも唐ともかくぞ皇国の事をいふを
たゞつねのことして中華中国などいふをかしこれいくらのいくさ
るかごときハ馭戎慨言にくはしく論ひさだめたりさらにいはぬ
なを又中華中国などいふましけれは彼のこゝろをわきまへさ
る人ハたゞ漢もしハ唐などいふをバ浅くなしとやおもふらう
む震旦支那など書るがひもなきなるハ中華中国などいふに

くらぶるバよろしきなどいふべし震旦支那などハ西の方なる国より
さしたる名なれバそこなる国のおのが国からの名にもてしく人の国のあてたれ
ぬるがふりぞ有ける漢とひ唐ともいふ名をおのしかり
などおもひ漢文にも諸越などいひ毛虜胡鵙などもいふ何なる
あやしかく己が国のことばのさまにもて雄(ヲ)いしき文なれば他(ヒト)
の国ともへつらひようて書むとあらし侍るときわざになど
は家こハもろこしの国名のごとにも何に名のりたまふ和なり
ぞかしる方にけるがひるる名一ッ二ッいちど遙(ハルカ)なる西の国く国て
此大地ゆうゆる国くまを云べる五ッに分けておのく名付つる
しめる中に皇国もしこし天竺などハ亜細亜(アジヤ)といふ洲の内

ちの死骸をさいふもかゝるをいふよりてかの西くにの譯字をもて
その譯字ふよりてかの西くにの言波おがえるむハを誤まりてそをべき
を皇國の假字ハ他國乃言波譯をもてかゝるをよきを統べをさ〳〵
ものぶこゝろおもしにちをバ自由にうてハうちもろこしの譯字をバみる慶て
此方の譯をのを用ふべきことしそを此方假字ハもぢをおゝくして漢文な
どかゝをかゞ〳〵ハ皆假字波用ふべし皆假字とハいへる万葉假字な
ふて伊呂波尓保弁登とやうふかくをいふもべてあるさふ此假字を用
ひてかの五つの洲の名の亞細亞をバ阿自夜歐羅巴をバ要呂波とやう
よ。おもひ言をみるかくさるかふ譯しおるべきふよろ〳〵く
ものよりよ。已がおもひおとをもひてかのもろこゝろみ。もあどやくさよ

足ねしく。あるゝぬ澤字波。去事ゝ守足て用ゐ給ハいとゝ
忌ものこゝふて。あまもゝく例の。他ゐゆゝこゝふもゝくゞふをかゝ。こゝきゐゞゝん
ゐゝゝ。ゐやゝきゐゐあのゝせゐゐゝゐゝ。

御祭の夕ふ安礼衝ゝいつる河

御祭一の老ふ藤原之大宮都加倍安礼衝哉處女之友者
之吉呂賀聞。こゝゝゞ哉ノ字ハ。武の借し此字ゐ借る例ゝ
ゐゐあり。ゝゝ称ノ白ハ田中ゝそ麻呂が。之吉呂賀聞を借るゝゝ
いつるゝゝ。又六の老ふ。ゐゝゝ八千年尓安礼衝之
作天下所知食跡云ゝ。この二の安礼衝ゝいふ云ハ。安礼ハ類
聚國史ふ。天長八年十二月。替ノ賀茂齋内親王ノ其辞ニ曰云

云。皇大神乃阿礼乎止賣尓内親王齢毛云ゝ代尓。時子
女王乎ト食定ゐ。進状乎云ゝ。三代実録此ゐも。貞観十
九年二月九四日。賀茂神社齋内親王を定給ふ告文
ふ。敦子内親王乎ト定天。阿礼乎度女尓進状乎云ゝゃ
ある八。賀茂の斎王ゐ。阿礼乎止女ゝ申せるふて。仕阿礼ゝ
同ゝて。奉仕ふゐいつるゝゝ。仕阿礼ゝ
ゐゝを称るべし。衝ゝ。弥功紀ふ。撞賢木嚴之御魂とある撞ゝ
同ゝゝ。伊都伎の伊を省きゝゝ云称ゐ。ちゝバ安礼衝武處女ゐハ。
藤原ゐふゝて。持統天皇ふ奉仕いつきまつる女官ゐいつるゝ。
の阿礼乎止女ゝ思し給ゝて。友ハゝゐゞゝゝ。之ハゝゝゃまし

きし。紹(アレツグ)る。紹と解くはいみじくもあらず。生継と解くべし。
あるじ。此をふよりて。且継(ツグ)と衝(ツク)とは。久の活用も異なるをいうべし。
う借用ひ。さて。六の巻なるは。天下所知食(シラシメ)つきしるもの也。此
詞。天皇のほかの人の事には。一の巻なるを思ふべし。天
皇ほかの人のうへをいふあるべきやうなし。まづ〳〵きる人のうへをいふ
へるにも。八千年迄でも。百官奉仕(ツカヘ)いつきまつりて。天
下治(シラ)しめさむ。といふをふよりて。衝(ツカレ)之は都伎(ツキ)を延(ノベ)る
なり。又おもふに。之字は。エと活用くべし。
ふやうにも。たくえはつるもの心。もし〳〵御(ミ)ふはいつる語をもひくといふべきなり。

お茶の水図書館蔵

万葉集今本(ニキ)。もと誤(アヤマ)りて。
あるべきなり。
ちりて後を。古(フ)るおとろへて。もの
ふきびなどにふよれるもの。
ある。もろ〳〵あと多(サハ)に。活(イケ)る。
むべきも。もの。ぬるなどは。
て又もとべく訓(ヨミ)。猶(イヨ)〳〵多(サハ)に。
をや。後(ノチ)の始めて附(ケ)しものわし。
いそねむごとのごとふ。

まじりて有しを。仙覚といひし法師。力を用ひて多く訓を改めける。今の本ハ此仙覚が訓にて。もとの本にくらぶれバ。こよなくまされるぞ多き。然れども猶わろかりける所も多きを。ちかき世に契沖法師が訂したる説によりて。文字のあやまりをよく糺されたり。然れども猶誤字なるを訓したるもありて。本のまゝによみたるなどにて。強(シヒ)たる事おほく。その後ちあがたゐのうしの。猶よからぬ所々多きを。その後又此集をよみいよいよくはしくなりて。あらためきたるまゝに。訓もいとよくなりて。されども。なほいまだ漏(ナホ)たるもありといひがたし。また誤字なども。ことごとくあらためざるほどハ。訓もことごとくよろしくハあらざるなれバなり。誤字なきにあらざれど。その字のまゝによまれ

ときむすりハ。ふるきことのこゝろをしらでハ。失(ウシ)べきを。よくよむべし。又すべての例(ミ)ども。假字書(キ)なるところをよく考へて。その例をおしてよむべきなり。おほかたこれ此集をよむにむねとすべきことなり。

足(タル)ことをしるといふ事

たることをしるといふ事。世のから人のよにいみじくいひなせるを見るに。なるほど満ることにいとよけれど。さも思ひたらバ。ひとしくなにごとにつけても。もとよりいと安(ヤス)かりぬべきわざになむありける。然れどもあきたらぬこそ。人のほどほどにのぞみを次々につぎてつきせぬぞ。世の人の真情(マゴヽロ)にて。今ハしかあらぬもなしとおもふハ。あるまじき事なるを。世に足(タル)ことをしるといひて。さるかほする人の多かるハ。例のから

やうもたらふてそはわも・まてふきよく紙ひろめる人を千
多は中みも者がこう系べきこぞふてそ・
おそらくの説
古今著聞集に・ゆるき上まぢめうれてひ・おそらくの乃説をぞ波・
れ発もひへこととうる八・今の俗ヨ松説といふ物のこと〳〵もし
ろこゆも春画といひ・
乃め目貫といふ把
指き集の神系多ふ・ちろうのめ多至らむ
のみやこ成物るハまぐみぞ・
もろこうもふの王商といひ〳〵人のいつる言

もろこうもふ漢の成帝といひ〳〵人の時・何のゆゑもおきふ・大多至らむ
といふことなて・都の民どもいみ〳〵しくたふとぶるほど・郭廷ふもその
儀をきふ・王商といふ人のいひけるを・自古無道之國・水猶不
冒城郭・今政治和平・世無兵革・上下相安・何因有大水暴
至此必訛言といふよりて・をして儀止ゆふ・ことほそしろそ・こる此人のう訛
おろかしかそ・成帝王商をいつ〳〵ほそしろそ・こる此人のう訛
言ふることはよく志るふ・そをよく
るをよせて・ようみふかくいひあきるう・もつこ実ふ給ふつらいとよく
治る世ふもいう〳〵記変事つるもの・おきふつうぶれど・世をさま給
とそ・いそでうちるるなかるむとハ知んぎき・はとバ実ふ給ふひていい

へになれバいと悪なることし。又誹言なるおしへよくしわきまへむに

ても何のしるしかあらむ。すべてかゝるやうの誹言ハ、むかしも

今も多くあることにて、いひわたるをハ、あるまじきものなれども、が

おほかることハ、ちかごろよりしるき事也。此人の此事によりて識を

止(ヤメ)らるハ、いとをしきことも、もとよりし人をかしこきことにもあらね

ども、いとおろかなるわざなりぞかし。

高野の玉川の歌

弘法大師の歌とて、わすれても汲やしつらむ旅人の高野乃

おくの玉川の水、といふ歌ハ、後の人の偽りて作れるものなり。

空海のころ乃歌のさまにあらず、そのうへ二の句、後の人をいま

しめたることなれバ、汲やせむとてこそいふべきことなるに、さはいひがたかれ

にしつらむといへるなれど、此句のなれば、しつらむ事ハ汲やしつらむと

過し方は忘る句なれども、汲やしぬべきなどハなどよまざる

むすぶべくもべきべしといふべきことばしらずして、むすびいふべきさまの

をもらむといふは、後の世の人の作也。此歌風雅集にいれる、詞書

に、高野の奥の院へまゐる道に、玉川といふ河の水上に毒虫のおほかりければ、此流をのむまじきよしをしめしおきて後よみ侍るとあ

るも、さうらむといふことはしらでぞ、かくハしるされたる

なるべけれど、しめしおきて後よめるにては、よみ人の心を。

今より後も汲やせむのこゝろにいへるも。

さらずばうそといふべし

へる。をそといふ云。来人もいひしかどもそは今より今
ふうそといふをこゝろ心をそうと
如意ゝ
北山抄の釋奠の又の日明経論義のそ後ふ博士の如意を執る
るをそゝうをそれふて儒のうゝをそてはまるをゝし心。

茶のゝ

同じ書法佛名條裏をふいもく賜二法親王一禄紅染細長
一襲御衣櫻色綾細長一襲茶并二茶具一櫃付二五菓一技一とりその
うをもゝく茶をもそ飲しゝにてそ仏事ふつきてめすふや。
茶具といふいふる物るをもむそをゝこの茶といふものゝあを。

茶のをふ。ものゝをそ月もへるゝふらゝいそぐをそろと表
をおもそもむうも又十四日もをふかうをそふおふをそもめそて
ふも本はをねそ波ころゝくそぞれゝ飲ものゝ
くまもゝ給はねそ好る物を。焉といふ大虚言(ソドリ)鳥め此(コロク)事ゝ
をよといるし。ころゝくはろそ例のやを免辞めて。こゝ此(コ)て此所
へ事(ク)といふそし。ろ等(ク)事にそうびて。ちべてふそはゝ古故をぐめ字(ク)
事る例ふふこゑ八許字波書ふ。そのうへ事(キ)まさぬ是とは。女の男を
さそていふをふふそ波ふ。そ波ふ(コウ)をといふぎふあゝびて。そて浦。ねるの奥
義ふそ。或人云(ク)もむうもふ。ふの者はそゝをバ。をそごゝいふし
をいうふ。上件の万葉巻の老ふ。東人(ヅマビト)のふにをいうゝざ後ぐいふゝ

さやく桓武天皇の御宇に國史にしるしたるとおほやける沢さだまり
にその年といふをおぼし給ひてかへり出せ。

本生父母

今世にも養父母と別て生る父母をバ實父實母といふを同じ
私云按ずり本生父母とかけるは紛らはしきいひざまなり。實とハ虚
に對へていふ名なれバ實父實母といひてハ養父母ハかりそめ虚假
なる物にもきこゆるにてぞへだていはずなるといひなし。

おとゞおとゞのえ

言をおとゞ又おとゞのえといふをハ古き集などにみえたれど万葉
集ハおとゞのといひ。おとゞといへるハ此時なる東人の言にかぎる一ッ。

伊比之古度婆曾とよみつることなれのごとし。但しこれハ婆字
を波を經まるゝ也て波もちふをもなもむも知がたし。此集にも波曽
とよめる例もこゝかしこにあり。

封字

封字はよむべきやうなしにメとかくめり

これも北山抄り。封字ゆへにいふ近代も忽引墨といふもあり。

相撲人犢鼻褌の出處

同書裏書に予撿舊記。正暦四年七月廿二日戊申。内大
臣右大将於粟田相撲人給食。公卿五六人會。并八番勇力。其
後最手以下五人。犢鼻褌列立庭中。見了帰入下畧とあり。
犢鼻褌の出處そのことよりまへしるしたり。榮華物語根合巻に

も。そまひのるゐいつそ伝ふ。そぐうおるそがごぞしめ。をそうち
ゐるぞ。うゑゑ〜かうきるうと。
ゆるびうかぐ
浴(ニアミ)して著(キ)浴衣を。俗(ヨ)ゆるといふを日ど抽(ヌキ)出(デ)ぐりめ老
ふれゆうそぐうこと。ぐうこと。ぐうこと。ぐうこと。ぐうこと。ぐうこと。
ふを。布の衣をのこいへど。もとふをうかぐ。裏おく一をおる物を。何
う浴(ヨ)。かぐびうこいふし。

源氏長者

西宮記う。定(ん)二源氏爵事一。王卿中。以(下)二弘仁御後一人(ヲ)。為(上)二長者一。
重明親王参議等是也。彼時有(上)二簡源氏公卿一(一)。

等卿を。もとより弘仁の御後ゐる波。重明親王ハ。延喜帝の御
おとゐれぐる。帝母ぞ。融大臣の浄原。昇大納言の女ふおとうきれぐ。こ
も弘仁の帝後う繼うおるり。

八丈絹

神鳳抄ふ。絁(キヌ)の調庸(テウヨウ)より。大神宮ふ奉(ル)物乃中ふ。八丈絁幾疋と
いふこおおくてゐもゐれぐ此絁。いづもゐまよゐもゐし。伊豆のお
きおる八丈が始といふも。むう此絁を織出せ〜よると。嶋のゐうを
おおゐるおるべし。かくて今ゐ世ふ八丈といふそふかの始より織出をゐ
ふ八丈とハいふこゐれ人ゐひとゐるハ。まそふまとうむう又ゐふふ。
今の八丈そこゐれうち古の八丈絁ゐもをべし。そハをち後かくま

と八丈しまつふ時乃名をかの八丈絹よりぞ出つるむ。

そそぶ称 ざる

今俗に機の織あまりめ未の糸波そそぐ絹といふ彩擇字統

ふ纏 残纏織餘也 志祢糸とつるもし又竹器ふばるといふ和

同書に箭志太弥又阿自加又伊佐留まく笔盛穀竹器也伊

佐留おどろくもし又物をもらぬといふもし同じ書ふ餌寄食

也毛良比波牟とつり

三十六町を一里とそる事

をけわざを此六町を一里とそるハいにしへの云よりおもそ

ある俗に織田太花の云よりおもそるもしといつきて笑考俗

毛の留古好を紀ふ近江のむさゝ寄る井を むさよわ十四里なり十三里といひ美濃の

ど学なる化書ふもあるべきなんつるぞ。ことつでぬるんつき

るまふ書ふ成あぎるし。

口伝ともち

土佐日記ふ くゝゝちあを 九海をみてふるひ

ふをるくゝゝをり をに人 今系浦人のもるぞ

ふ引鯛 といふまて。そそふ口細奥須といふあり。そのくちたくゝゝ

高さ六七尺ばかり。もさ八五六十丈もつる成海中へさへおきて魚

をる。そを引わぐるハ海人ぞともらなゝゝもて。ふるひ出そ

なり。さもなくもこうあ。さもまべし。ようもてこの口を記をしるよ
景ふるれば泪の玉くそ。こちらみ人のかつまでふるしづをもみぞ
そへひとうちをむ。